

9月30日から たったもカードでマイナポイントが 受け取れるようになります！



テレビCMなどで話題になっている「マイナポイント」とは、マイナンバーカードと対象のキャッシュレス決済サービス(※)を連携すると、そのキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントのことです。
6月30日にマイナポイント第2弾が開始され、**最大20,000円分**のポイントを受け取ることができるようになりました。

※キャッシュレス決済サービス

QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのこと。

マイナンバーカードの
新規取得等で
最大5,000円分



健康保険証としての
利用申込みで
7,500円分



公金受取口座の登録で
7,500円分

このたび9月30日から、マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済サービスに「たったもカード」が追加されることとなり、たったもカードでマイナポイントが受け取れるようになります。すでにマイナンバーカードをお持ちで、マイナポイントの申込みをされていない方も申込みができます。

マイナポイントの申込みは令和5年2月28日までですが、マイナポイントの申込みのためには**9月30日までにマイナンバーカードの申請**をすることが必須です。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にマイナンバーカードを申請しましょう！

たったもカードで
マイナポイントが
もらえるぞ！



マイナンバーカードの申請はお早めに！ カード申請は9月末まで！

申請のしかたは簡単！

マイナンバーカードは、スマホ・パソコン・まちなかの証明用写真機・郵便により無料で申請することができます。あなたがスマートフォンやデジタルカメラで撮った写真を使うこともできます。

(※顔写真は、直近6か月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のものに限ります。)

郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書または個人番号通知書をご用意ください。交付申請書をお持ちでない方は、役場住民課へお越しください。その場で申請書を発行します。

マイナンバーカードの交付申請を行うと、約1ヶ月で町から、交付通知書(はがき)がご自宅に届きます。交付通知書に記載してある「受け取りに必要な持ち物」をお持ちになり、ご本人が役場住民課の窓口までお越しください。



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！

- マイナンバーカードの申請に関すること
- たったもカードに関すること
- マイナポイントに関すること

役場住民課 TEL: 82-1112
役場企画課 TEL: 82-1115
役場住民課・役場企画課

